

平成 23 年 7 月 4 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

不当要求(クレーム対応)について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 23 年 6 月 24 日付け長建協発第 148 号にて不当要求への対応等について掲載いたしましたが、今般、新たに対応要領を追加(P5：差別・人権・プライバシー・肖像権侵害を強調～)致しましたのでお知らせ致します。